

平成18年の著作権法改正について（放送の同時再送信関係）

1. 改正の趣旨

平成18年の著作権法改正では、有線放送による同時再送信と並び、難視聴地域における放送受信の重要な補完路となることが期待される「IP マルチキャスト放送¹」による同時再送信を促進する観点から、著作権法上の権利関係の規定の見直しが行われた。

2. 改正の内容

著作権法第38条第2項の改正等により、「放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、（中略）…専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として」自動公衆送信を行うことができること、「著作隣接権の目的となつている実演（注：レコードにも準用）であつて放送されるものは、専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として」自動公衆送信（入力型）を行うことができること（非営利無料の場合を除き、補償金支払いが必要）などが規定された。

ここでは、①「放送される～」と規定することで、従来行われてきた有線放送によるものと同様、放送を（基本的に当該放送を行う放送事業者以外の者が）受信して行う同時再送信のみが対象となることを示すとともに、②「放送対象地域内において受信されることを目的として」と規定することで、公共性の高い難視聴対策等のための行為が対象となることを示している。

なお、本改正は、専ら IP マルチキャスト放送を念頭に置いてなされたものではあるが、その後の技術発展の可能性等を踏まえ、対象となる技術を IP マルチキャスト技術には限定しないこととされている。

3. 今回の課題（放送コンテンツの同時配信等）との関係

今回の課題は、放送コンテンツについて（基本的に当該放送を行う放送事業者が）、国民の視聴機会の拡大・利便性向上等のため、放送対象地域内にとどまらず、放送を受信して行う再送信ではない形でインターネット配信する、という場면을想定したものであり、平成18年の著作権法改正とは、趣旨・内容ともに異なるものである。

¹ 通信回線を用いて大量の情報を送信することができる技術の一つであり、この技術を用いることにより、CATVなどの有線放送とほぼ同様の内容のサービスを受信者が受けられるものを言う。IP マルチキャスト放送は、利用者の求め（リクエスト）に応じて最寄りのIP局内装置から当該利用者に番組データが送信されるものであることから、著作権法上は「自動公衆送信」に当たるものと解される。

(参照条文)

○著作権法（昭和45年法律第48号）（抄）

（営利を目的としない上演等）

第三十八条（略）

2 放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、有線放送し、又は専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。

3～5（略）

第一百二条（略）

2～4（略）

5 著作隣接権の目的となつている実演であつて放送されるものは、専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として送信可能化（公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに限る。）を行うことができる。ただし、当該放送に係る第九十九条の二第一項に規定する権利を有する者の権利を害することとなる場合は、この限りでない。

6 前項の規定により実演の送信可能化を行う者は、第一項において準用する第三十八条第二項の規定の適用がある場合を除き、当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利を有する者に相当な額の補償金を支払わなければならない。

7 前二項の規定は、著作隣接権の目的となつているレコードの利用について準用する。この場合において、前項中「第九十二条の二第一項」とあるのは、「第九十六条の二」と読み替えるものとする。

8・9（略）